

令和2年4月28日

下筒井区規約

下筒井区事務所

〒816-0931

大野城市筒井一丁目7-1

☎ 092-571-4115

下筒井区規約

第1章 総則

第1条 本区は下筒井区と称し、区内の住民をもって組織し世帯で組織を設ける。

第2条 本区の事務所を下筒井区公民館におく。

第2章 目的

第3条 区民の相互の親和と生活の向上、福祉の増進をはかり、区の実展に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第4条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- [1] 地域活動の充実
- [2] 環境整備
- [3] スポーツ・文化活動の推進
- [4] 防犯防災
- [5] 福祉活動の充実
- [6] 各種団体の育成
- [7] 広報活動の充実
- [8] その他、目的達成のための事業

第4章 役員及び会計監査

第5条 区に次の役員をおく。

- [1] 区長 1名（行政区長、公民館長を兼務する）
- [2] 副区長 1名（副公民館長を兼務する）
- [3] 会計 1名
- [4] 書記 1名
- [5] このほか、区長が必要と認めるときには、若干名の役員をおくことができる。役員は、他の役員を兼ねることができる。

第6条 区に会計監査2名をおく。

第5章 評議員及び組長(補助員)

第7条 区に次の評議員をおく。
区在住の現議員、前区長及び組長会で推薦し、総会の承認を得た人6名

第8条 各組に組長(補助員)をおき、安全安心部会員を兼ねる。

第6章 役員等の任務及び任期

第9条 役員等の任務は、次の通りとする。

- [1] 区長は区務を総括し、会議を総括する。また、公民館長を兼務し管理運営を統括する。
- [2] 副区長は、区長を補佐し、区長不在のときは、その代行をする。また、副公民館長を兼務し館長の指示に基づき公民館の運営にあたる。
- [3] 書記は諸会議の議事録を作成する。また、区の庶務、区・公民館活動の広報業務を行う。
- [4] 会計は、予算に基づき、区の経理を掌る。
- [5] 会計監査は区の経理を監査する。
- [6] 評議員は、区の諮問にこたえる。
- [7] 組長(補助員)は役員を補佐し、組の業務に携わる。
- [8] 運営委員は、各部の活動を推進する。

第10条 役員等の任期は、次の通りとする。

- [1] 区長の任期は1期2年とし、再任を妨げない。ただし連続3期までとする。
- [2] 評議員の任期は2年とし、毎年その半数を改選し、連続再任はできない。ただし、評議員のうち、現議員及び前区長については、その職務の終わるまでとする。
- [3] 上記に定める以外の役員等の任期は1期2年とし、再任を妨げない。ただし連続3期までとする。(組長・会計監査を除く)
- [4] 役員等の任期中辞任したる時、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 役員等の選出

- 第11条 役員等の選出は、次の通りとする。
- [1] 区長の選出は、各組より推薦された候補者より、選考委員会で選考し、総会の承認を得る。ただし、選考委員は評議員及び組長各班代表1名とする。
 - [2] 副区長、会計、書記及び運営委員は、区長がこれを委嘱する。
 - [3] 会計監査は、評議員会において推薦し、総会の承認を得る。
 - [4] 評議員の選出は、各組より推薦された候補者を、組長会で選考し、総会で承認を得る。
 - [5] 組長（補助員）は、各組員の互選による。

第8章 会議

- 第12条 区の会議は次の通りとする。
- 総会 役員会 評議員会 組長会 各種団体長会 等
- [1] 総会は、区の最高議決機関で、通常総会及び臨時総会とする。
 - [2] 総会は、次の事項につき審議決定する。
 - イ) 規約の決定及び改正
 - ロ) 区長、評議員及び会計監査の承認
 - ハ) 区費の決定
 - ニ) 事業計画、事業報告及び予算、決算の承認
 - ホ) その他、必要と認めた事項
 - [3] 通常総会は、毎年4月に区長が招集する。
 - [4] 臨時総会は、区長が必要と認めたとき、または区費納入世帯の三分の一以上の要請がある時は、区長はこれを招集しなければならない。
 - [5] 総会は、区費納入世帯数の三分の一の出席（委任状を含む）をもって成立する。
 - [6] 総会は、出席者の過半数をもって議決される。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。
 - [7] 議長は、総会出席者の中から選出する。

第13条 役員会は、必要に応じ区長が招集し、区の運営につき審議する。

第14条 評議員会は、必要に応じ区長が招集し、重要事項について諮問にこたえる。

第15条 組長会は、必要に応じ区長が招集し、区の業務を分掌する。

第16条 各種団体長会は、各種団体の連絡調整をはかる。

第9章 職員

第17条 区に次の職員をおく。

事務員 1名

- [1] 事務員は、区の業務を行い、区内の連絡調整にあたる。
- [2] 職員の採用、解雇は、区役員会で審議し、区長が任免する。
勤務条件などについては、区長がこれを定める。

第10章 経理

第18条 経理

区の経理は、区費、市の助成金、その他の収入をもってあてる。

第19条 区費

- [1] 区民は、所定の区費を納めなければならない。
- [2] 下筒井区外に居住するもので、
 - ①当区内に貸家、貸店舗、貸倉庫、貸駐車場等を所有しているもの。(貸主)
 - ②当区内で店舗、事務所等を借り営業活動を行っているもの。(借主)①と②のいずれの者から、年間区費を徴収する。

区費は、総会においてこれを決定する。ただし、特別に事情のある人はこれを減額、または免除することができる。

第20条 予算及び決算

- [1] 予算は、総会において議決された予算を執行し、決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。
- [2] 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

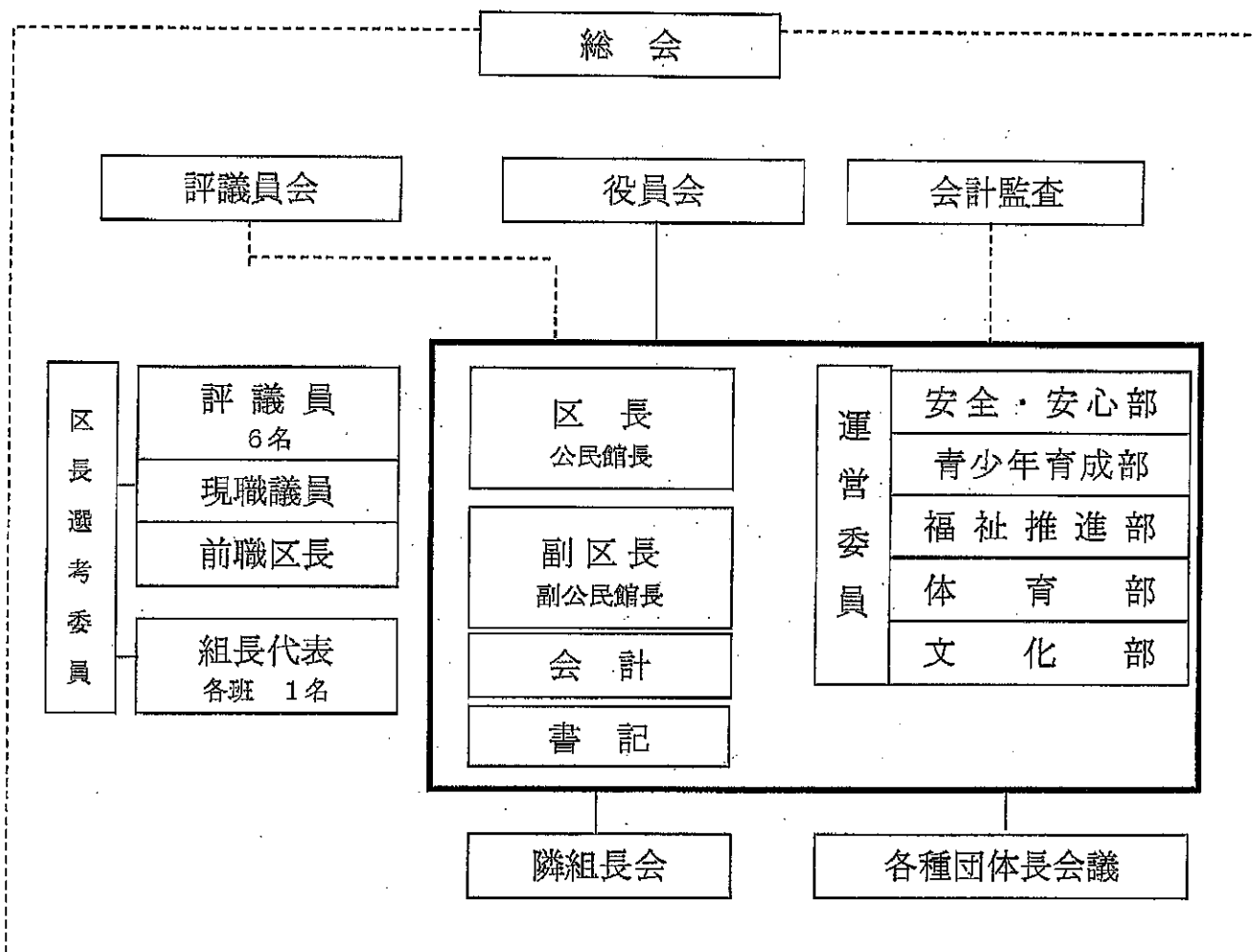
第21条 役員、組長の手当

役員、組長の手当は、総会において決定する。

第11章 規約の改廃

第22条 この規約は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を得なければこれを改廃することができない。

下筒井区 組織表



運営委員のシニア部を削除
環境美化部は、安心・安全部が兼任する。

附則 この規約は、昭和 51 年 4 月 18 日から実施する。

昭和 59 年 4 月 8 日 一部を改定

昭和 60 年 3 月 31 日 一部を改定

平成 11 年 4 月 4 日 一部を改定

平成 24 年 4 月 15 日 一部を改定

平成 26 年 4 月 13 日 第 5 条 [2]、第 11 条 [3]、12 条 [5] の一部を改定

平成 28 年 4 月 16 日 第 12 条 [4] [5] の一部を改定

平成 29 年 4 月 15 日 第 4 条 [7] 第 5 条 [4] 第 9 条 [1] [2] [8]
第 11 条 [2] 第 19 条 [2] ①②の一部を改定

平成 31 年 4 月 13 日 第 17 条 管理人 1 名を削除 [2]を削除
下筒井区 組織表に書記を追加

令和 2 年 4 月 28 日 第 6 章 役員の仕事及び任期 第 9 条 [8] を加筆
10 条 [3] を改定
第 7 章 役員等の選出 第 11 条 [2] を改定

下筒井区特別会計の取り扱いに関する規定

第1章 総則

第1条 この会計に該当する特別会計は、下筒井区一般会計以外の恒常的会計で次の2種類をいう。

[1] 退職引当金会計

[2] 施設整備基金会計

[施設整備基金積立金会計・赤子池会計]

第2条 特別会計は、区長の委嘱により、区会計が管理する。

第2章 退職引当金会計

第3条 当会計は、当区職員〔事務員〕の退職金に引き当てるために設けられたもので、毎年度一般会計より充当される。

第4条 当会計は下筒井区職員退職規定第 3 条によって定められた金額を積み立てるものである。

第5条 当会計は、下筒井区退職規定により執行される。

第3章 施設整備基金会計

第6条 当会計は、施設整備基金積立金会計・赤子池会計を合算したものである。

第7条 当会計は、原則として永続的積立金であるが、本区の施設整備費、備品購入費および営繕費等に使用できる。

第8条 当会計の支出は、役員会、評議員会及び組長会に諮り、総会の承認を経なければならない。

第9条 緊急の場合は、役員、評議員会の決議を経て支出できる。

第4章 決算

第10条 特別会計の決算は、区会計監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。

第11条 特別会計の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第5章 規定の改廃

第12条 当規定は、評議員会への諮問後、総会にて出席者の三分の二以上の賛成を得なければ、これを改廃することができない。

附 則 当規定は、昭和59年4月8日から実施する。

昭和62年4月1日 一部を改定

昭和63年4月3日 一部を改定

平成2年4月8日 一部を改定

平成10年4月5日 一部を改定

平成24年4月15日 一部を改定

平成31年4月13日 第2章 退職引当金会計 第3条の管理人を削除

下筒井区職員退職規定

第1条 下筒井区の職員の退職に関しては、この規定の定めるところによる。

第2条 この規定に定める職員とは、事務員をいう。

第3条 職員が退任した場合は、原則として次に定める金額を退職金として支給する。

在職期間	1年目	2年目	3年目以降
事務員	/	/	月額給与の30%端数切り捨て

第4条 第3条に定める金額については、毎年一般会計より退職引当金会計へ充当する。

第5条 この規定は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を得なければ改廃することができない。

附 則 この規定は、昭和59年4月8日より実施する。

平成 2年4月8日 一部を改定

平成10年4月5日 一部を改定

平成24年4月15日 一部を改定

平成31年4月13日 第2条 管理人を削除

第3条 管理人を削除

下筒井区慶弔見舞金規定

(趣旨)

第1条 この規程は、下筒井区における慶弔見舞金について定めるものとする。

(慶弔見舞金の種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次のとおりとする。

(1) 表彰お祝い金

(2) 死亡弔慰金

(表彰お祝い金)

第3条 表彰お祝い金は、下筒井区民として名誉となる顕著な功績がある者又は団体に支給することができるものとし、その額は10,000円とする。

(死亡弔慰金)

第4条 死亡弔慰金は、原則として区費の納入をしている者のうち、区の役員として運営に貢献したもの若しくは区の運営に多大な協力をしたもの、又はこれらの者の配偶者が死亡した場合に香典(これに類するものを含む)として贈ることができる。

(1) 必要に応じて供花・弔電を贈ることができる。

死亡弔慰金の対象者及び額は、次のとおりとする。

(1) 現役の役職員及びその配偶者

死亡した者 役職名	本人	配偶者
区長	30,000円	5,000円
副区長	20,000円	
会計	20,000円	
運営委員・評議員 民生児童委員・主任児童委員	10,000円	
監査員・隣組長(補助員を含む)	10,000円	
事務員	10,000円	

(2) 歴代の役員及びその配偶者

死亡した者 役職名	本人	配偶者
区長	10,000円	3,000円
副区長(主事)・会計・書記	10,000円	
運営委員・評議員 民生児童委員・主任児童委員	10,000円	
監査員・隣組長	5,000円	

(祝い金・香典料)

第5条 第3条・第4条に定める金額は、一般会計から支出する。

第6条 この規程は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を得なければ改廃
することができない。

(その他)

第7条 この規程に定めないものは、役員・運営委員で協議する。

平成31年4月13日 第4条 (1) 管理人削除

附則 この規程は、平成31年4月13日より実施する。